

和泊町ブランディング事業
業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 趣旨

和泊町の情報発信力を強化し、町のブランド力を向上させるため、専門的な知識及び技術を有する事業者により、和泊町が主体となり制作する印刷物・ウェブサイト等の広報ツールのディレクション及びデザイン業務を委託するにあたり、委託事業者をプロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務の名称：和泊町ブランディング事業
- (2) 業務の内容：別紙「和泊町ブランディング事業業務委託仕様書」による。
- (3) 委託業務期間：契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額：4,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間、鹿児島県及び和泊町において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 和泊町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 鹿児島県内に主たる営業所を有し、随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。
- (6) 令和元年度以降に地方公共団体等の広報誌、パンフレット、ポスター・チラシ等を企画・制作した実績があること。

4 提出意志確認書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類（共同申請の場合は代表事業者が併せて提出を行うこと）

＜単独企業の場合＞

- ① 提出意志確認書（第3号様式）
- ② 会社概要書（第6号様式）

＜共同企業体の場合＞

- ① 提出意志確認書（第3号様式）
- ② 会社概要書（第6号様式）（構成事業者ごとに提出すること）
- ③ 共同企業体協定書（第7号様式）
- ④ 委任状（第8号様式）

- (2) 提出方法：持参又は郵送

- (3) 提出先：和泊町企画課

〒891-9192鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

TEL：0997-84-3512 FAX：0997-92-2116

- (4) 提出期限：令和6年5月2日（木）午後5時まで

持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時までとする。

郵送の場合は書留にて期限までに到着すること。

提出期限を過ぎた提出意志確認書等は受理しない。

5 質問及び回答

本件プロポーザルに関し、不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

- (1) 質問受付期限：令和6年4月24日（水）午後5時必着

- (2) 質問先：和泊町役場企画課「4（3）担当部署及び問い合わせ先」に同じ

- (3) 質問方法：持参・郵送・Eメール

- (4) 質問様式：第9号様式

- (5) 回答日時：令和6年4月26日（金）午後5時
- (6) 回答方法：質問者に対してFAXまたはEメールにて回答

6 応募書類

企画提案に必要な応募書類は次に定めるところにより作成する。

- (1) 提案書：第4号様式
- (2) 企画提案書：別紙「和泊町ブランディング事業企画提案書作成のための仕様書」のとおり。
- (3) 価格提案書：本業務に係る所要経費を詳細に記載。A4サイズ、様式は自由とする。提出部数6部。
- (4) 作品集：本業務と同種・類似業務の実績をまとめたもの。様式は自由とする。提出部数6部。
- (5) 提出方法：持参又は郵送
- (6) 提出先：和泊町企画課

〒891-9192鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

TEL：0997-84-3512 FAX：0997-92-2116

- (7) 提出期限：令和6年5月15日（水）午後5時まで
持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は書留にて期限までに到着すること。
提出期限を過ぎた提出意志確認書等は受理しない。

7 提出された応募書類の取扱い

- (1) 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約者の選定以外の目的では使用しない。
- (2) 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

- (1) 評価基準：別紙「和泊町ブランディング事業評価基準」による。
- (2) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - ア 開催日時：令和6年5月17日（金）午前10時～受付順に実施
 - イ 開催場所：和泊町役場1階「結いホール」
- (3) 評価方法：評価委員会は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、「企画提案書」と「作品集」を採点する。選定委員はその評価をもとに、審査順位が第一位の者を選定する。総得点が最も高い事業者が複数の場合は、その中から「価格提案書」の金額が最も安価な事業者を業務予定者として選定する。ただし、提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の5割以上である場合に業務予定者として選定する。5割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

9 選定結果の通知

- (1) 選定結果通知日：令和6年5月22日（水）
- (2) 事業者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

10 契約手続

- (1) 選定事業者と和泊町との間で、委託内容・経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 選定事業者と協議が調わなかった場合は、次順位者を候補者とし、協議を行う。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限

- る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替・訂正・再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
 - (4) 参加表明書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
 - (5) 提出書類の作成・提出・ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
 - (6) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止・中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
 - (7) 書類等の作成に用いる言語・通貨及び単位は、日本語・日本円・日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
 - (8) Eメール等の通信事故について、町はいかなる責任も負わない。

12 スケジュール

質問受付期限	令和6年4月24日（水）午後5時
質問に対する回答	令和6年4月26日（金）午後5時
提出意志確認書提出期限	令和6年5月2日（木）午後5時
応募書類の提出期間	令和6年4月16日（火）から5月15日（水）
審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年5月17日（金） 午前10時～受付順に実施
選定結果公表日	令和6年5月22日（水）

担当部署及び問い合わせ先

和泊町役場 企画課 衛守

住所：〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

電話番号：0997-84-3512

E メールアドレス：aemori@town.wadomari.lg.jp